

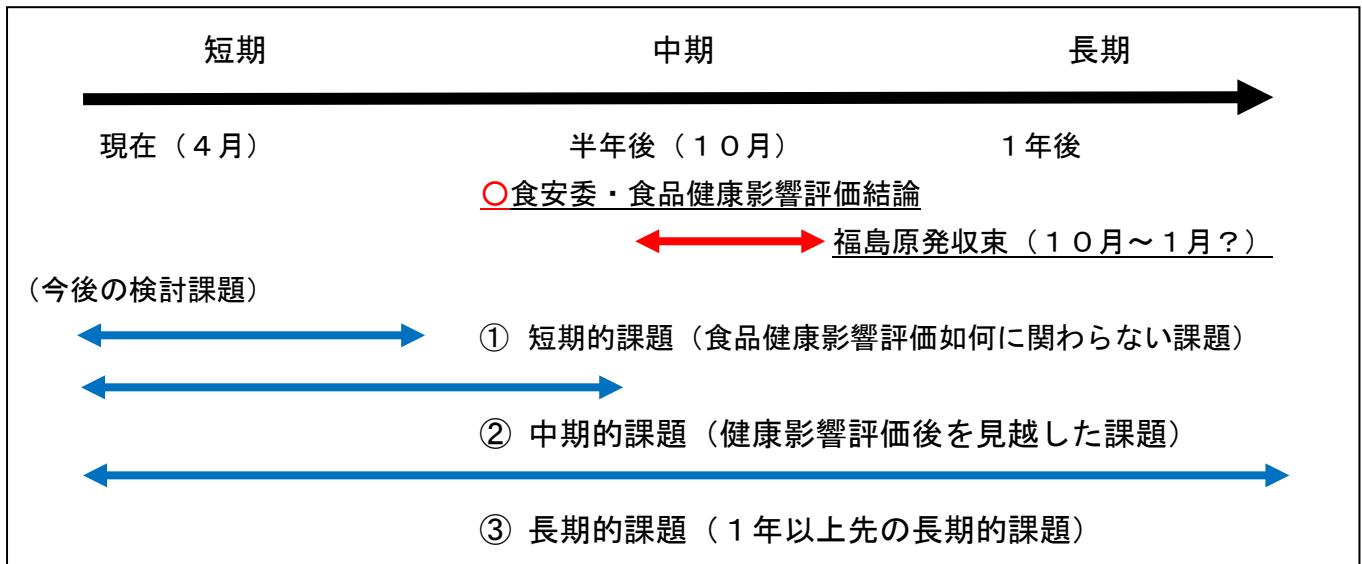
放射性物質対策部会での今後の検討課題（案）

1. 経緯等

- 3月11日** 東北地方太平洋沖地震が発生。
- 3月17日** 厚生労働省は、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについて、各都道府県等に通知し、その内容を発表。
- 3月20日** 厚生労働省は、食品安全委員会に対し、食品中の放射性物質に関する食品健康影響評価を依頼。
- 3月29日** 食品安全委員会は、厚生労働省に対し、「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を提示。
- 3月30日** 厚生労働省は、原子力災害対策本部に対し、食品安全委員会の緊急とりまとめを報告。
- 4月1日** 原子力災害対策本部は、食品安全委員会の緊急取りまとめ及び原子力安全委員会の助言を踏まえ、我が国で初めての原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していないこと等に鑑み、当分の間、食品中の放射性物質の規制の内容を現行のとおりとする旨の見解を示した。
- 4月4日**
- 厚生労働省は、原子力災害対策本部の見解を受けて、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについて、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。
 - 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会は、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱いについて、当面の所見を取りまとめ。
 - 魚介類中の放射性ヨウ素を相当程度検出した事例が報告された旨を発表。
- 4月5日**
- 原子力災害対策本部は、原子力安全委員会の助言を踏まえ、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて、当面、野菜類と同一の暫定規制値を準用する旨の見解を示した。
 - 厚生労働省は、原子力災害対策本部の指示を受けて、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて、各都道府県等に通知し、その内容を発表。
- 4月6日** 厚生労働省は、食品安全委員会に対し、食品健康影響評価において、魚介類中の放射性ヨウ素も合わせて行うよう依頼。
- 4月8日**
- 厚生労働省は、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会に報告。
 - 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会は、厚生労働省の報告を受けて、魚介類中の放射性ヨウ素に関する暫定規制値の取扱いについて、当面の所見を取りまとめ。

2. 今後の検討課題

第1回薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において示された所見を踏まえ、今後の放射性物質対策部会において、短期的、中長期的な各課題について議論を行う。



1. 短期的課題

○追加的リスク管理の必要性の有無

- 例)・規制項目（放射性ヨウ素に関し、肉・卵等への規制値の必要性）
 - ・注意を要する集団

○今後の検討のための体制等

- 例)・収集すべき情報の種類とその収集方法
 - ・検討体制

2. 中長期的課題

○食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえた規制値の設定のあり方

○長期的視点に立った規制値の設定のあり方

○放射性物質の長期的影响を検討するために実施すべき研究課題について

(参考)

<食品衛生法の暫定規制値>

核種	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類（根菜、芋類を除く。）	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm の放射能濃度の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。